

2015年3月議会 反対討論（要旨）

まつざき 真琴

2015/3/20

私は、日本共産党県議団として、提案されました63件の議案のうち、48件に賛成し、反対する15件のうちの主なものと、請願・陳情の委員会審査結果について反対するもののうちの2件について、その理由を述べ、討論いたします。

まず、議案第1号「平成26年度鹿児島県一般会計補正予算」についてであります。

26年度補正予算の歳入には、昨年4月に消費税が5%から8%に引き上げられたことによる増収分が含まれています。引き上げ分の地方消費税収は、地方税法の規定により、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるとされていますが、従来一般財源で賄ってきた予算を振り替えているだけで、民生費の拡充にはなっていないと指摘せざるをえません。

また、民生費に介護保険制度推進事業として、介護保険法改正に伴うシステム改修の増に伴う補正予算が計上されています。この法改正は、一定以上の所得者の利用負担の見直し、要支援者の介護保険外し、特養ホームの新規入所者を要介護度3以上にする、補足給付に勘案要素として資産を追加する、介護報酬の減額など、高齢者の自然増も含めて、給付費の抑制を図る介護保険の大改悪となります。この法改正に基づく具体的施策の実行のために県のシステムを改修するものであり、認められません。

衛生費に、水俣病救済対策事業の減額補正があります。昨年11月に、1年10ヶ月ぶりに認定審査会が開催されました。認定基準について、国は単独症状も認めるとしたものの居住地域や生年月日による線引きはそのままに、加害者の立場である国が、メチル水銀暴露の客観的資料の提出を被害者である申請者に求めています。これが現在の水俣病認定審査会であり、これでは、県内の水俣病被害者を救済することはできません。今回の認定審査で、棄却とされた方の中に、裁判の原告になった方がいます。原告になるにあたっては、専門の医師による、厳正な診察が行われており、その医師の判断により、水俣病被害者として原告団に加わることが認められたものであります。審査の状況についても公表されない中で、今回行われた認定審査会は納得のいくものではありません。

以上の理由から、本議案に反対するものです。

次に、議案第27号「平成27年度鹿児島県一般会計予算」についてであります。

安倍政権の暴走ぶりは、新年度予算案でも、社会保障切り捨て、大企業減税、大軍拡の「三悪予算」にその特徴が現れています。なかでも、社会保障費の削減が、介護報酬の削減、生活保護の削減、病床削減の推進など、ストレートに自治体の福祉施策に大きく影響してきます。県が、この悪政の「下請け」機関になるのか、住民をまもる「防波堤」になるのかが問われています。

反対理由の第1には、大型開発の公共事業推進の予算になっている点であります。

島原・天草・長島架橋の建設促進事業と基礎調査に493万円、錦江湾横断交通ネットワーク可能性検討事業に101万4千円、また、スーパーアリーナ調査検討事業に300万円が計上されています。

私は、予算特別委員会の総括予算審査で明らかにしましたが、県財政をここまで圧迫してきた原因は、過去の大胆な財政運営、県債に頼りながら、大型開発の事業を身の丈を超えた規模で進めてきたことにあります。同じことを繰り返すことは許されません。

第2には、政府が進める社会保障の削減路線を具体化する方向での医療・福祉の事業費が計上されている点です。

政府の基本方針は、昨年6月の「骨太方針2014」に示されているように「医療・介護を中心に社会保障給付について、いわゆる『自然増』も含め、聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化していく」として、わが国の高齢化のピークとされる2025年度を目標年度として、医療・介護給付費を抑制する目的で病床削減など供給体制の再編を県に担わせようとしています。

私は、環境厚生委員会の審査でも申し上げましたが、県が策定する地域医療構想では、医療需要と医療の必要量の抑制を目的とせず、本県の実情に応じて、どのようにして医療供給体制を確保・充実させていくのかという観点で構想・計画をつくられるよう要望いたします。

また、民生費に生活困窮者自立支援事業として301万4千円が計上されています。これは、生活保護法の改悪と一体に成立した生活困窮者自立支援法に基づくもので、いよいよ本年4月より施行となります。必須事業である自立相談支援事業や就労訓練事業者の認定において、生活保護の申請をさせない水際作戦や生活保護基準を下回る仕事でもとりあえず就労という形で生活保護からの追い出しのツールになるおそれがあるものです。

肝炎の患者団体から再三要望が出されていた、肝炎重症化予防対策費が計上されている点については、評価するものです。国は、定期検査費用助成について、来年度から年2回とすることを直前に発表しました。本県の予算編成には間に合わず、今のところは、年1回となっていますが、ぜひ、国の制度の活用で年2回とされることを要望しておきます。

第3には、教育費に「かごしま学力向上プログラム」として、小中学校において、「土曜授業」の実施や拠点校、推進校を定めて、学校訪問の回数を増やして、公開授業を行うことが計画されています。子どもたちの「学び」を保障する手立てとして、まずは、学校において学ぶ楽しさと分かることの喜びを実感できる授業がなされるよう、「教師の多忙化」を解消し、十分な教材研究と授業準備ができる精神的、物理的な保障が必要です。この事業が教師の多忙化に拍車をかけるのではないかと懸念します。

来年度、新たな奨学金制度として、我が党が要望してきた返済不要の奨学金制度について検討する事業費が計上されている点については評価するものですが、子どもの将来に条件を付けるのではなく、最初から返済不要として、安心して学ぶことを可能とする奨学金制度としていただくことを要望いたします。

以上を主な理由として、本議案に反対するものです。

次に議案第20号「財産の処分について議決を求める件」についてであります。
これは、七ツ島サンライフプールについて、土地、建物及びプール設備を一括して売却しようとするものです。

そもそも、七ツ島サンライフプールは、鹿児島臨海工業地帯1号地の造成に伴い埋め立てられた七ツ島海水浴場の代替施設として、1982年に設置されたものであります。当時、金属団地、木材団地に続き、2号用地、1号用地と、谷山の海岸線が埋め立てられていきました。「埋め立てがどうしても必要であれば、海を奪った者の責任で泳ぐ場所を作るべき」という議論が鹿児島市議会でなされ、立地企業の分譲単価に、プール建設費や背後地整備費を含め、整備された経緯があります。

今回、10年間のプール運営の継続を条件にして売却するとありますが、その期間が経過すれば、あとは、プールの継続は、その民間事業者の選択に委ねられることになります。

サンライフプールの整備の経過からしても、プールが廃止になるおそれがある本議案は認められないものであります。

次に議案第38号、議案第56号、議案第61号については、一括して反対理由を申し述べます。

この中には、昨年10月の人事委員会勧告に基づいて、「給与制度の総合的見直し」により、国家公務員との均衡を理由に、平均2%、高齢層職員で最大4%の引き下げを行う給料表の改定が盛り込まれています。経過措置として、3年間は、現給保障を行うとしていますが、その間は、昇給はストップし、3年で追いつかない場合は、減給となってしまいます。

アベノミクスによる景気回復の効果は、地方には及んでおりません。景気回復の道は、働く人の所得を増やし、消費を活発にすることです。国の交付金を活用しての消費喚起・地方創生の取り組みが計画されていますが、給与のマイナス改定は、これに逆行するものとなってしまいます。よって、これらの議案に賛成できないものであります。

なお、これらの給与改定が含まれている理由から、議案第36号「平成27年度鹿児島県病院事業特別会計予算」並びに議案第37号「平成27年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算」に反対するものであります。

次に議案第44号「鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

県の様々な業務の手数料の額の設定においては、人件費や物件費などの経費を年間の処理件数で除したものを基本としていると聞きます。私は、はじめの手数料の設定の考え方は理解するものですが、その後数年おきの見直しに疑問を持つものです。

今回の改定の中に、教育職員免許法にかかわるものがあり、全体で13件の手数料を徴収する事務のうちの3件についてそれぞれ3300円を3400円に引き上げるものがあります。

その理由について、この3件が他の事務と比較して件数が少ないため、引き上げとなると思いますが、この事務にかかわる職員の仕事は、一体であり、件数によって、引き上げる

もの、据え置くものという考え方について疑問を持つものです。そもそもこれらは、教員免許を有効とするために、10年おきに受けなければならない講習や免許状授与などにかかわる事務の手数料であります。この講習は、免許の有効期間満了前の2年間に、大学等が開設する30時間の講習を受けなければならないもので、3万円程度の講習料も、離島、へき地を多く有する本県において、交通費も含めて、全て自己負担です。

机上の計算による手数料の引き上げではなく、県の判断で据え置くことも可能なはずですが、以上の理由で、本議案に反対するものです。

次に議案第51号「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針を策定することについて議決を求める件」についてであります。

本県は、農業算出高全国4位を誇る農業県であります。本県議会では、2005年に、議員発議で、「食と農のかごしま県民条例」を制定し、その条例にもとづいて、基本方針が策定されてきました。

当時、条例制定のための議会での議論の中で、私は、現在の鹿児島県の農業を支えている、家族経営、兼業農家の役割を訴え、その小規模農家の経営を支えていく方針を盛り込むことを主張しました。その中で、条例の第12条に「家族経営農家の活性化」の文言も盛り込まれました。

今回提案の基本方針には、本県の農業構造として、「農業生産の多くが条件不利地域で行われ、その自然的条件により畑作と畜産を中心とした農業生産が展開されるなど、全国的な傾向とは異なる独自の農業構造が存在」していると規定し、食と農業・農村に対する県民の理解を深めるための取り組みや食育及び地産地消に関する取り組みなどが盛り込まれています。しかしながら、担い手育成や農地利用、基盤整備に関しては、国の農業施策に呼応し、企業の参入をより一層促進、「加速化」し、担い手への農地の集積・集約と合わせて、高性能大型機械の導入が可能となるような農地の大区画化が強調されています。農地集積をすすめる農地中間管理機構は、一部の大規模経営や株式会社を含む法人だけに農地や施策を集中することが目的とされています。今回の基本計画の数値目標には、法人を含む担い手への農地集約を24年度の37%から、目標年度の37年度に90%に引き上げることが盛り込まれました。

これまでも、生産性の向上を図るとして、大規模経営体の育成が行われてきました。そして、国の補助金を活用しての大規模化が図られ、確かに生産高は上がりました。しかしながら、大型機械や施設設備のための借金返済に追われ、収益は上がらず、苦しい経営を強いられているところも少なくありません。

農家の選別をやめ、大小多様に、続けたい人、やりたい人はみんな担い手と位置づけ、現に農業に従事している農家を可能な限り、多く維持できるような支援をすべきです。中間管理機構の業務に、耕作放棄地の復旧を位置づけ、市町村、農協、農業委員会と協力して農地の維持・利用改善に役立てるようにすべきです。

国連は、2014年を国際家族農業年に設定し、食料問題の解決と地域社会の安定に不可欠として家族農業の振興を世界に呼びかけました。家族経営とその共同を担い手として、農

業を再生し、食料自給率を回復することは、国民の生存の根本にかかわる待ったなしの課題です。本県の農業政策が、真に、今ある農家と鹿児島県の農業を守るものとなることを要望するものです。

次に議案第52号「大隅加工技術研究センター使用料徴収条例制定の件」についてであります。約26億円の事業費で4月にオープンする大隅加工技術センターにおいては、新たな加工・流通技術の研究・開発をはじめ、食品加工業者等への技術支援や人材育成等に取り組み、一次加工等による高付加価値型農業の展開を図るとされています。

今回条例で制定しようとする使用料を見ると、加工ライン実験施設（ウェットライン）を使用する場合、1日につき、10万8800円以内、同じくドライラインは1日につき、13万5360円以内。加工開発実験施設は1日につき、28万3920円以内となっています。

この施設を利用して、食品加工業者等が新たな加工技術や商品開発を行うとすれば、チャレンジしやすい環境整備が必要ではないでしょうか。実際にやってみなければ、商品として実用化できるかもわかりません。地域の中小・小規模業者の支援のための県の施設として、もっと気軽に利用できる使用料の設定にすべきと考え、本議案に賛成できないものであります。

次に議案第54号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件」についてであります。

この法改正は、教育行政の責任の明確化と称して、教育委員長と教育長を一本化し、首長が直接任命する新教育長を教育委員会のトップにするものです。一方で、教育委員会の教育長に対する指揮監督権は奪われます。また、地方自治体の教育政策の方針となる大綱を、首長が決定するとしています。大綱には、例えば学校統廃合を進める、愛国心教育を推進するなど、教育委員会の権限に属することまで盛り込むことができ、教育委員会にそれを具体化させる仕組みであります。

安倍内閣による法改正の狙いは、国家によるゆがんだ愛国心や道徳教育の押し付け、全国学力テストによる競争教育の強化など、国家による教育への介入にあります。

そもそも、教育は、人格の完成をめざし、全ての子どもたちの成長、発達を保障する、深く普遍的な営みでなければなりません。だからこそ、地方教育行政は、国や一般行政権力から独立した執行機関として教育委員会を制度化したものです。

本議案は、教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入する仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害する地方教育行政法の改悪に基づいて、関係条例を整備するものであり、認められないものであります。

次に議案第57号「鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。

これは、児童生徒数の減少や学校の統廃合などによる、学級数の減から定数の削減となっ

ているものであります。県内どこに住んでいても、一人ひとりの子どもたちにゆきとどいた教育を行うために、本県が多く有する複式学級の解消や、30人学級を「楠隼」中学・高校に限らず全ての学年に広げていくことを求める立場から、学校職員定数の削減に反対するものであります。

次に陳情第5047号「指宿山川太陽光発電事業計画について」が、委員会審査結果では、継続であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、指宿市山川大山の上出集落の住民から提出されたものであり、この集落の近隣の山林を大規模に開発し太陽光発電を行うことについて事業者から説明を受けたことにより、この計画が実施されれば、土砂災害警戒区域、土砂災害危険区域を含む上出集落が、土砂災害を受ける危険があるとして、その林地開発への反対を願うものであります。

本県議会には、これまでも、林地開発許可に関する住民からの陳情が提出されてきております。様々な開発に関しての法律がありますが、多くは、企業側の開発行為を優先させるというもので、規制する条文があったとしても、実際には、許可権者の判断で、開発がなされてきました。制度としては意見聴取の場などが盛り込まれていますが、あくまでも意見を聞き、計画の変更や改善を求めるというものであって、いったん手続きがはじまれば、それを中止させる道は困難です。

本陳情にある太陽光発電所の計画は、まだ林地開発許可申請も出されておらず、その前の土地利用協議書も提出されていないという現段階だからこそ、この開発の問題点を指摘し、住民の安全と環境を守る立場で、議会が意思を示すことが必要だと考えるものです。

最後に陳情第11043号「川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める」陳情書について、委員会審査結果では、不採択であります。これは採択すべきであることを主張いたします。

本陳情は、九州電力に対して、住民説明会を求める県民から提出されたもので、同様の陳情が他に28件提出されています。

11月7日、臨時議会の最終本会議が終わって、私が自宅に帰ったところ、九州電力から封書が届いており、中に2通の文書がありました。

1枚には、「鹿児島県、薩摩川内市から事前協議の了承をいただいた」とあり、最後に、「地域の皆さまの安心と信頼が得られますよう、積極的な情報公開に努めてまいります。」とありました。

もう一枚は、「社長コメント」として、「本日、鹿児島県知事より、川内原子力発電所1、2号機の再稼働について、ご判断いただきました。」と始まり、最後に「地域の皆さまに安心していただけるようフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーションを継続してまいります。」とありました。このように、九州電力は、住民に対して説明責任を果たすことを拒否しているわけではありません。

陳情には、川内原発の再稼働への不安が述べられています。原発を動かして、事故が起きたときに、真っ先に被害に遭うのは、周辺自治体の住民です。内閣府の役人でも規制庁の職

員でもありません。知事でも、危機管理局長でもない、私たち県議でもないでしょう。私たちは、大きな責任を負っています。県議会も知事も、再稼働を認める判断を行いました。九州電力に説明をしてほしいと求める住民の不安な思いを受け止め、それを九州電力に求めるのが議員の役割です。住民理解を求めるのに終わりはありません。まして、議会が幕引きをすることは許されません。よって、本陳情は、採択すべきです。

以上で討論を終わります。